主 本件上告を棄却する。 上告費用は上告人の負担する。 理 由

上告理由は別紙のとおりである。

土地賃貸人と賃借人との間において土地賃貸借契約を合意解約しても、土地賃貸人は、特別の事情がないかぎり、その効果を地上建物の賃借人に対抗できないと解すべきことは、論旨指摘の昭和三八年二月二一日言渡最高裁判所第一小法廷判決の示すとおりである。右の理は、建物賃借人を、土地の賃貸人、賃借人の恣意から保護するための信義誠実の原則の適用にほかならないから、逆に建物賃借人が賃借建物の敷地の使用権を主張することが信義則に反すると認められる事情のあるばあいは、右判例にいう特別の事情にあたるものとして、土地賃貸人は賃貸土地上の建物賃借人に対し土地賃貸借契約の合意解約の効果を対抗しうるものというべきである。

よつて、本件上告は理由がないから、民事訴訟法第四〇一条、第九五条、第八九条を適用して三文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 松本冬樹 裁判官 熊佐義里 裁判官 長谷川茂治)